

交通事故などのとき・柔道整復師などへ かかるときのお願い



第三者の行為によるけがや病気でも国民健康保険が使える場合があります

※第三者行為による病気やけがで国民健康保険を使って病院にかかる場合は、すみやかに市役所市民窓口グループの国民健康保険担当に届出（事故の場合は警察にも）をしてください。

※届出の前に示談を結んでしまうと、その取り決めが優先し、加害者に医療費を請求できなくなることがあります。**かならず示談を結ぶ前に届出**をお願いします。

【第三者行為とは】

- * 交通事故 * 他人の犬にかまれた
- * 購入食品や飲食店での食中毒
- * スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故 など

【国民健康保険が使えない場合】

- * 被害者がすでに加害者から治療費を受け取っているとき
- * 業務上のけがのとき
- * 酒酔い運転、無免許運転などによるけがのとき

整骨院・接骨院など柔道整復師の施術をうける場合の注意

【国民健康保険が使える場合】

- * 捻挫（くじく・ひねる） * 打撲（打ち身） * 挫傷（肉離れなど）
- * 骨折・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）
- * 骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

【国民健康保険が使えない場合】

- * 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こり
- * 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- * 保険医療機関（病院・医院など）で同じ負傷などの治療中のもの
- * 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷
- * 施術所以外（往診は除く）での施術を受けたとき

※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

※負傷原因（いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか）を正確に柔道整復師に伝え、**保険が使えるかどうかを相談**してください。

※領収書はかならず受け取り、大切に保管しましょう。

はり・きゅう・マッサージにかかる場合の注意

※保険証が使えるようになるためには、まず、医師が必要であると認め、医師の「同意書」または「診断書」の提出が必要です。

※領収書はかならず受け取り、大切に保管しましょう。



【国民健康保険が使える場合】

- はり・きゅう * 神経痛 * 五十肩 * リウマチ
- * 腰痛症 * 頸腕症候群 * 頸椎捻挫後遺症
- マッサージ * 筋麻痺 * 関節拘縮

【国民健康保険が使えない場合】

- はり・きゅう
- * 上記疾患以外のもの
- * 病院などで同じ対象疾患の治療を受けているとき
- * 医師の同意がないとき
- マッサージ
- * 医療上、マッサージを必要とする症例以外のもの
- * 疲労回復や慰安を目的としたもの
- * 医師の同意がないとき
- ※上記の場合でも全額自己負担であれば施術を受けられます

～詳しくは問い合わせてください～

問合せ先 市市民窓口グループ
☎52-1111（内線219・261）